

# 令和4年度茅野市都市OS構築及び運用委託業務 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 背景と目的

茅野市は、国家戦略特区制度であるデジタル田園健康特区の指定を受け、デジタル技術の活用によって、地域における健康・医療に関する課題を解決するための施策を推進している。併せて、令和4年度を茅野市の「DX元年」と位置づけ、DX基本構想と、これを具体化するDX基本計画の策定を進めている。

これまで、それぞれのベンダーが開発・運用していたサービスでは、地域間や分野間、ベンダー間でのデータ連携が進んでおらず、それぞれのサービスを利用する者の情報を連携することができなかった。そのため、それぞれのサービスで利用者登録や申請手続きを行うほか、個人情報保護の観点から個人情報を取得する主体ごとに内部管理がなされ、他機関への提供においては都度本人の同意を求め等サービス利用者の手間が生じていた。

近年、民間主体を含むサービスのデータを連携し、利用者が一つのインターフェイスからニーズに即した最適なサービスを受けるために、都市OSを導入している自治体が見られる。本業務は、茅野市における前述の課題解決と、市民等の利便性向上を目的とした都市OSを構築・運用するものである。

### \*都市OSとは

利用者のオプトイン(許諾)を元に、利用者の認証、共通ID管理、アセットマネジメント、外部データ連携、サービス連携等の機能を備え、茅野市が管理するデータ及び茅野市以外の主体が管理するデータを連携し、住民等へのサービス提供を効果的・効率的に実施するためのシステム

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度茅野市都市OS構築及び運用委託業務
- (2) 業務内容 別紙の「業務委託仕様書」による
- (3) 発注者 茅野市長 今井 敦
- (4) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
- (5) 事業費限度額 金 102,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)

\*この金額は、見積入札時の予定価格となるものではない。

## 3 事業者の選定方法及び業務仕様

本業務は、AI、IoT等の最新技術を活用した高度なICT技術力及び企画開発力を要する業務であり、多岐にわたる分野のサービスとの連携を長期的に運用する必要があることから、本市の業務目的を達するために最良の仕様を選定する必要がある。

よって、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、公募型プロポーザルにより提案者を

公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者(以下、「特定者」という。)を特定し、特定者と業務仕様について協議することとする。

#### 4 参加者の資格に関する事項

企画提案公募に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2)茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (3)茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4)茅野市暴力団排除条例(平成 24 年茅野市条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5)破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生又は再生手続きをしていないこと。

#### 5 スケジュール

5月 26 日(木)	プロポーザル参加者公募開始
6月 2 日(木)17 時	プロポーザル参加申請書提出期限
6月 7 日(火)15 時	質問受付期限
6月 10 日(金)～	質問回答公表
6月 17 日(金)17 時	提案書提出期限
6月 22 日(水)AM (時間及び会場は提案者へ直接連絡)	提案者プレゼンテーション・ヒアリング 審査会
6月 24 日(金)	審査結果の通知・公表
6 月下旬	業務仕様の決定
6 月下旬	見積書提出
7月上旬	契約(内閣府交付金交付決定後)

#### 6 プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1)提出書類 プロポーザル参加申請書(様式第2号)による。  
\*別紙誓約書を添付すること。
- (2)提出期限 令和4年6月 2 日(木)午後5時まで(必着)
- (3)提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市 企画部 DX推進室 地域DX推進係(担当:藤澤)

電話:0266-72-2101(内線 158)

電子メール:dx@city.chino.lg.jp

(4)提出方法 電子メールによるデータ提出

## 7 質問に関する事項

(1)質問様式 任意様式

(2)受付期限 令和4年6月7日(火)午後3時まで(必着)

(3)提出先 第6項(3)に同じ

(4)提出方法 電子メール

(5)回答方法 提出された質問及びそれに対する回答は、プロポーザル参加申請書提出者全員に対し電子メールにより回答。

(6)回答期限 令和4年6月10日(金)

## 8 提案書に関する事項

(1)提出書類(A4版の任意様式とし、A3版の折畳み可とする。)

### ア 企画提案書

- ・連絡先(担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や業務仕様書を踏まえ、詳細な内容について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。
- ・令和5年度以降の都市OS運用体制案について提案すること。

### イ 実施計画及びスケジュール

### ウ 業務体制

- ・業務体制及び業務に携わる者の氏名、資格、経歴等を記載すること。

### エ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・都市OS構築及び運用分(令和4年度分として令和5年2月末の構築及び3月の運用保守を含む)と年間運用保守業務費(令和5年度以降分)を分けて見積書を作成すること。
- ・年間保守業務費には、ハードウェア及びソフトウェア保守、ライセンス費用等、全てのランニングコストについて計上すること。
- ・新たな分野(サービス)との接続時に必要となる作業の内容、金額等についても記載すること。

### オ 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績がある場合は、業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務

規模)業務内容等を記入すること。

カ 提案者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)

(2)提出方法

紙による提出8部(正本1部・審査会による選考用7部)及び電子データとする。

(3)提出期限

令和4年6月17日(金)午後5時まで

(4)提出先

第6項(3)に同じ

9 審査に関する事項

(1)審査方法 別紙の「プロポーザル審査要領」による。

(2)審査日時 令和4年6月22日(水)

\*開催時間は、参加者に直接連絡する。

(3)審査場所 茅野市役所内

\*開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4)審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話又は電子メールで連絡する。

イ 審査結果の公表 令和4年6月下旬に茅野市ホームページにより公表する。

(5)審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)により、その理由の説明を求めることができる。なお、電話による問合せには応じない。

(6)その他

ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

イ 業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

ウ 上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1)失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公告内容に違反すると認められる場合

(2)著作物や特許権等の扱い

著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3)提出書類

- ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案は1参加者につき1案のみの提出とする。

(4)辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5)費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6)その他

- ア 本プロポーザルに係る提出書類一式は、情報公開請求時の公開対象とする。
- イ 本業務は、内閣府「令和3年度補正予算 デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ(TYPE2)」の採択及び茅野市の令和4年度6月補正予算成立を前提として行う。そのため、事業採択がなされなかったとき又は、予算が成立しない場合は事業を実施しない。また、交付金が一部不採択となった場合には、本業務内容を検討して実施する。これらの場合において、本プロポーザル結果による受託候補者との契約を行わない又は、一部変更して契約を行うが、当市はその損害について一切の負担をしない。
- ウ 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号  
茅野市 企画部 DX推進室 地域DX推進係  
(担当)藤澤 勇  
電話:0266-72-2101(内線 158)  
E-mail:dx@city.chino.lg.jp